

2022年度第5回（仮称）子どもにやさしいまち条例検討部会

議事要旨

【開催概要】

日時：2023年1月12日（木）18：00～19：50

会場：市庁舎 会議室3-1

【議事次第】

- 1 開会
- 2 事務連絡
- 3 議題
 - (1) 「(仮称) 子どもにやさしいまち条例」を考えるためのアンケート調査の結果について（資料1～2）
 - (2) 骨子（案）概要について（資料3～7）
 - (3) ヒアリング（案）について（資料8）
- 4 報告
 - (1) 2023年度（仮称）子どもにやさしいまち条例検討部会年間スケジュールについて（資料9）
- 5 その他
- 6 閉会

【配布資料】

- 資料1 「(仮称) 町田市子どもにやさしいまち条例」を考えるためのアンケート調査 結果（概要）
- 資料2 「(仮称) 町田市子どもにやさしいまち条例」を考えるためのアンケート調査 結果（グラフ）
- 資料3 「(仮称) 子どもにやさしいまち条例」（案）
- 資料4 第4回（仮称）子どもにやさしいまち条例検討部会
アイスブレイクの意見について

- 資料5 「(仮称)子どもにやさしいまち条例」を考えるためのアンケート調査
WEBミニアンケートの実施結果について
- 資料6 若者が市長と語る会の実施結果について
- 資料7 「(仮称)子どもにやさしいまち条例」(案)
～2022年12月8日時点～への意見一覧
- 資料8 「(仮称)子どもにやさしいまち条例」ヒアリング(案)について
- 資料9 2023年度(仮称)子どもにやさしい条例検討部会年間スケジュール(案)

2022年度第5回（仮称）子どもにやさしいまち条例検討部会 委員出席者

（仮称）子どもにやさしいまち条例検討部会 委員

氏名	所属	出欠
◎吉永 真理	昭和薬科大学	出
菅野 幸恵	青山学院大学	出
吉川 由里	法律事務所たいとう	出
叶内 昌志	町田市社会福祉協議会	出
松井 大輔	町田商工会議所	欠
渡邊 蔵之介	市民	出
福田 麗	町田市青少年委員の会	出
柴田 初菜	さがまち学生Club	出
堀越 彩珠	子どもセンターただON子ども委員会	出

◎：部会長

備考：傍聴者（3名）

2022年度第5回（仮称）子どもにやさしいまち条例検討部会 事務局出席者

氏 名	所 属
大坪 直之	子ども総務課
早出 満明	児童青少年課
江藤 利克	子ども家庭支援センター
石田 一太郎	市民協働推進課
高田 正人	教育総務課

子ども総務課事務局：野田 留美、尾島 早紀、高橋 奈緒

【議事内容】

1 開会

子ども総務課担当課長：本日はお忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。2022年度 第5回（仮称）子どもにやさしいまち条例検討部会を開会いたします。私は、子ども総務課担当課長の野田と申します。議題に入る前まで、司会進行を務めさせていただきます。

議事に入る前に、会議欠席委員をお伝えします。松井委員から欠席の連絡が入っております。福祉総務課長の深沢、生涯学習センター長の西久保が欠席のため、こちらの課に関する質疑がございましたら、事務局がお預かりし、後日、報告いたします。また、会議の運営支援として株式会社生活構造研究所が入っております。会議の記録作成のため録音をさせていただきますので、予めご了承ください。

本日の会議の進行ですが、2時間程度を目安に進行していきたいと思っておりますので、ご協力のほどよろしく申し上げます。

2 事務連絡

子ども総務課担当課長：会議の公開等についてですが、本日3名の方が傍聴を希望しております。特にご意見がなければ、公開するということよろしいでしょうか。

一同：（異議なし）

子ども総務課担当課長：傍聴の方が入室されましたので、進行を続けさせていただきます。それでは、本日配布している資料の確認をいたします。お手元の資料をご覧ください。

■資料の確認

[資料1～9の確認]

子ども総務課担当課長：ここからの進行につきましては、吉永部会長に申し上げます。

3 議題

吉永部会長：皆さま、こんばんは。本日が今年初めての会となります。今年もどうぞよ

ろしくお願いします。次第を見て、もう5回も皆さまと色々な話し合いをしてきたとしみじみと思いました。次第と資料のご紹介にもございましたが、本日は皆さまと一緒に考えてきましたアンケートの報告もごぞいます。また、WEBミニアンケートでは子どもの権利を知っている割合が、小学生、中学生を合わせても26.3%しかありませんでした。当初から言われてきたとおり、本検討部会の役割には子どもの権利を周知することがあり、皆さまからもたくさんの意見をいただきました。本日もよろしくお願ひいたします。

■アイスブレイク

吉永部会長：これまでも話し合いやすくするために、アイスブレイクを行ってきましたが、本日も行いたいと思います。本日のアイスブレイクは、「条例制定後、子どもたちに条例ができたことを伝えたら、子どもたちがどのような表情になるか」或いは「条例ができてどのように変わってほしいか」について、漢字1字を書いてください。

[アイスブレイクの実施]

(1) 「(仮称) 子どもにやさしいまち条例」を考えるためのアンケート調査の結果について

吉永部会長：色々な意見が出て良かったと思います。それでは、議題に入っていきたいと思います。「(仮称) 子どもにやさしいまち条例」を考えるためのアンケート調査の結果について、事務局より資料説明をお願いします。

[資料1～2の説明]

吉川委員：ものすごく興味深いアンケート結果になっていると思います、しっかり読み込みたいと思いました。アンケート結果は、公表はされるのでしょうか。

子ども総務課長：市ホームページで公表いたします。

菅野委員：興味深く拝見させていただき、「町田市子ども憲章」の認知度の低さに驚きました。認知度の低さの原因について、市のお考えがあればお聞きしたいです。もう1点、資料2の13ページ、小・中学生の学年別の子どもの権利の認知度について、小学6年生の知っている割合が、少し突出しているのはなぜかと思いま

た。学年によって配布した学校が異なるので、学校の取組によって高くなっているのかなど分かることがあれば、教えてください。

児童青少年課長：「町田市子ども憲章」は、児童青少年課にて所管しています。「町田市子ども憲章」は、子どもセンターでの掲示、周知用のカードの作成をしていますが、かなり前に作られたものであり、十分に周知ができていない状況です。その結果として、知らない方が多い結果となったのではないかと思います。今年度、条例制定の取組を色々と実施してきていますが、その中で条例制定と合わせて、「町田市子ども憲章」についても周知を行っています。

子ども総務課長：学年別の子どもの権利の認知度につきましては、人権推進校による影響かと思いましたが、そうではありませんでした。これから分析をしていきたいと思えます。事務局では、資料2の2ページにあるように、小・中学生よりも高校生の方が子どもの権利の認知度が低い点についても疑問があり、答えが出ないかもしれないと思いますが、要因がないか調べていきたいと思えます。

菅野委員：「町田市子ども憲章」の認知度が低いことは、勿体ないと思っていたので、条例と合わせて認知度が高まると良いと思えます。また、アンケート結果を考察する際、学校にたずねることはするのでしょうか。

子ども総務課長：今のところ、具体的には考えておりません。結果を見ていく中で、要因を調べる必要があれば考えていきたいと思えます。

吉永部会長：クロス集計はされると思えますので、今後の分析に関して「このことが知りたい」ということをお話してください。ただし、質問がたくさんあり、全部のクロス集計は大変だと思えますので、「この点とこの点の関係性を知りたい」ということを話していただければと思えます。

渡邊委員：資料2の26ページ、18歳以上の市民の基本属性を見て驚いたのですが、高齢の方の回答が多かったと思えます。結果を見ると70歳以上の方が32.3%で、かなりの割合を占めています。F3の18歳未満の子どもの有無では、70歳以上の人だと18歳未満のお子さんはいないと思えますので、後ろの質問の結果には、かなり偏りが出ているのではないかと感じました。また、18歳未満の子どものいない人が極端に多くなっており、このような結果で出てきたことに驚きました。

子ども総務課長：無作為抽出をしてアンケートをお送りしていますが、回答していただい

た方は、回収してみないと分からないところがございます。結果として、資料のようになっておりますが、条例には大人の責務の記載がありますし、子どもの権利について広く知っていただくことも調査の目的でございます。結果の偏りはそのまま受け止めさせていただき、中身の分析の際や条例案への反映の中で考えていきたいと思っております。

吉永部会長：町田市の人口分布と比べて、結果は異なるのでしょうか。

子ども総務課長：まだ、人口分布との比較はしておりません。

福田委員：資料2の12ページ、小・中学生のF3居住地域について、学校を通じてアンケートを行っているとのことですが、堺地域が極端に少なくなっています。これは学校の数が少ないことが関係しているのでしょうか。

子ども総務課長：アンケート対象の学校と子どもの数は、人口比率に基づいて決めているため、堺地域の回答人数が少なくなっています。

福田委員：資料2の10ページ、自身の気持ちについて、「④自分のことが好きである」の「そう思う」割合が、とても少なくなっています。アイスブレイクの際に、子ども家庭支援センター長がお話されていましたが、日本の子どもの幸福度は世界に比べて低いです。対策を条例に盛り込むことが難しいと思いますが、何か対策ができれば良いという希望と願いがあります。自己肯定感が低いというのは、今の自身の状況を受け入れられていないのではないかと思います。それは、日本の教育制度や学校の選択、高校に進学する時に経済的な理由で行きたい学校に行けないということもあるのではないかと思います。そういった時に、子どもが成長していくうえで選択肢が増えていくと良いのではないかと思います。

吉永部会長：この部分については、少し留意して分析が必要ですし、周知の際の重要な項目だと思います。分析するのであれば、「④自分のことが好きである」と「①ひとりぼっちだと感じることはない」のクロス集計が考えられます。資料2の7ページの困りごと・悩みごとについては、将来のことの選択肢があります。将来のことで悩みがあることと自己肯定感が関係しているかを調べるということも考えられます。

菅野委員：分析に関連して、「自分のことが好きである」は「思う」と「思わない」の割合が大体半分となっております。なので、この項目を使ってグループ分けをし、色々な項目で違いがあるかを調べてもらい、どこに回答の違いがあるのかを見てもらえ

ると良いのではないかと思いました。

吉永部会長：堀越委員と柴田委員は、ご自身の実感として、この結果は合っていると思いましたが。

堀越委員：私自身が思っていたことと同じ感じの人が多かったです。

柴田委員：私が小学校の時に、育った市の条例のことを知っていたかというところではないと思うので、このような結果になるのかなと思いました。

「自分のことが好きである」という質問について、子どもに自分のことが好きかたずねると謙遜すると思いますし、自分のことが好きということを恥ずかしがる子どももいます。聞き方を少し変えれば、比率は変わったのではないかと思いました。

資料2の34ページ、「子どもの権利」の施策における取組の優先度について、「③教育機関の教職員への「子どもの権利」の研修」が、最も高くなっていることが意外でした。普段子どもに関わっていない大人が、いきなり子どもに子どもの権利を伝えるのは難しいと思うので、教育機関の先生方に一旦預けることで、子どもたちに分かりやすく伝えられるのではないかと思いました。

関連して質問ですが、学校にアンケートをお願いした際に、先生方に対しては、アンケートをとっていないのでしょうか。先ほど18歳以上の市民の調査で、70歳以上の方が多いというご意見がありましたが、小・中学校、高校にアンケートをお願いした際に、先生方にも回答していただければ、先生方は働いている世代なので、若い年齢が多くなったかなと思いました。

子ども総務課長：同じアンケートではないですが、後ほどご説明いたしますWEBミニアンケートでは、事業者向けのものがあり、保育園、幼稚園の先生も対象にご回答いただいています。

子ども家庭支援センター長：資料2の8ページ、困った時に相談したいところについて、「たくさん話を聞いてくれるところ」の割合が多いことに驚きました。相談はしたいと思っても、人とたくさん話をしたいわけではないのかなと思っていましたが、自己肯定感の項目と似ていて、たくさん話を聞いてもらい、背中を押してもらいたい、元気づけてもらいたいと思っている子どもが多くいることが意外でした。ヤングケアラーの方に話を聞くと、色々な相談窓口があっても、すぐに他の窓口に案内されてしまい、その窓口に行くことがさらにハードルを高くしており、寄り添った相談が一番必要とのことでした。子どもたちは、自分たちを後押ししてくれる環境

を求めているのではないかと、改めて思いました。子ども家庭支援センターは、子どもの相談窓口を行っていますので、アンケート結果を踏まえて、しっかり子どもたちと向き合いながら取り組んでいかないといけないと思いました。

(2) 骨子(案)について

吉永部会長：続きまして、骨子(案)について、事務局より資料の説明をお願いします。

[資料3、7の説明]

吉川委員：私は「失敗及び過ちを犯してもやり直し、成長できる」が大事だと思っています。前文と第9条の施設関係者の責務には入っていますが、これは本質的に子どもの権利ではないかと思えます。この文言は、第2章の第4条の育つ権利の中に以前から入っていなかったのでしょうか。施設関係者の責務だけではないと思うので、第4条の中に文言を権利として入れていただけると良いと思います。

子ども総務課長：以前の条例案にも入っておりません。参考にさせていただきます。

吉永部会長：アイスブレイクでは、二人の委員が安心の「安」の字をあげていましたが、とても大事なことだと思っています。また、前回のアイスブレイクの結果では、多様性というキーワードが出ていました。色々な人たちがいて、その人たちが安心して過ごすことができるといった文言が入っていません。守られる権利や権利の侵害からの救済でも良いのですが、多様性を守る、みんなが安心できるといった内容は、どの条文に入るのでしょうか。

子ども総務課長：育つ権利の第4条(3)にて、「ありのままの自分であることができる」として、多様性が認められることをうたっており、また、守られる権利の第5条(5)にて、環境、個別の状況に応じて支援を求めることができるとしています。

吉川委員：第5条(5)について、あえて「支援を求めることができる」としているのでしょうか。第4条(4)では、「支援を受けられる」と表現が違ってきます。求めることができるだけではなく、支援を受けられないと意味がないと思うので、第5条(5)も支援を受けられるの方が良いのではないかと思いました。

子ども総務課長：文の書き方も含め、検討していきたいと思えます。

吉永部会長：ぜひ、他市の事例も参考に検討していただければと思います。

叶内委員：できるだけ時間をかけながら条例案について、文言の修正を積み上げていくし

かないと思います。どのような作りにしても色々な方がご覧になり、色々な解釈をされることを考えておく必要があると思います。

また、アンケート結果から「町田市子ども憲章」が、ほとんど認知されていないことが分かりましたので、今後の課題にしないといけません。大人が条例を作って、自己満足で終わるのではなく、子どもが満足する方向にどうやってアピールをしていくか、子どもたちに条例を読んでもらい、安心して良いのだと思ってもらえるアプローチの仕方を工夫していくのが今後の課題ではないかと思いました。

子ども総務課長：条例を作るだけでなく、その後の活用段階では、子どもたち自身の個性や自己肯定感につながるようにしていく必要がありますので、市内の皆さまにしっかりと周知をしていきたいと思います。

吉永部会長：前文に対しては「固い」とか「少し遠い」といったご意見をいただき、その意見が反映されました。その後、法的な文書として文言の調整がされたのが本日の条例案です。堀越委員は読んでみて、内容に遠く感じるところはないでしょうか。

堀越委員：遠くなってはいないと思います。

柴田委員：読みやすくなって良いと思います。子どもの権利のところは、明確になったので、副読本はここを中心に押し出していくと分かりやすいと思います。後半は、大人や高校生以上向けのように思います。内容を見ていくと、大人がしてくれることが分かるのではないかと思います。小学生に向けて、副読本でどこまで柔らかな表現にしていくのが課題だと思います。

子ども総務課長：条例の前半、後半の見方については、大変ヒントになるご意見としましたので、参考にさせていただきます。

叶内委員：前文の下段で「子どもにやさしいまちを目指します」とはっきり記載していることについて、具体的な方法の記載はありませんが、しっかりと「目指します」と市がアピールするのはすごいことだと思いました。

吉永部会長：前文の子どもセンターの下りでは、具体的な内容が出ていますが、前回からこの文言はありましたでしょうか。

子ども総務課長：前回の第4回検討部会の資料から、子どもたちが意見を出し合って子どもセンターができたという内容は記載されています。今回、全体的に前回の案からポイントを整理できたので、内容はそのままに前文、本文も読みやすくていいのではないかと事務局は考えております。

堀越委員：子どもの権利の部分を読んだ時に頭の中で想像しやすくなったと思いますし、
分かりやすくなったと思いました。

子ども総務課長：堀越委員におかれましては、この会議を重ねて、条例の内容に慣れていただけただころもあるのかもしれませんが、市のPRを通じて、皆さまに条例を親しんでもらうことで、近づけていくことができるのではないかと、話を伺っている中で思いました。

続いて、資料4から6についてご説明させていただきます。

〔資料4～6の説明〕

吉永部会長：資料5のWEBミニアンケートの結果を見ると、やけに高校生が少なくなっています。

子ども総務課長：高校生は、アンケートでは非常に高い回答をいただきましたが、WEBミニアンケートでは、あまり参加していただけませんでした。高校生はWEB環境に非常に慣れていると思いますので、WEBミニアンケートへのアクセスのきっかけづくりを工夫できれば良かったと思います。

渡邊委員：高校生は、WEBに一番近い世代だと思いますが、逆に回答が少ないのだなと思いました。資料5の12ページ、18歳以上の市民の結果を見ると、WEBミニアンケートでは、20代から40代の若い世代の方が回答してくれたと思うのですが、性別を見ると、興味が少ないのか男性はわずかで、回答のほとんどが女性です。同じ男性として忸怩たる思いです。もっと男性も子育てに参加してほしいと感じたところです。

もう1つ、資料5の17ページ、事業者・従事者のF3勤務先について質問ですが、「その他」はどのようなものがあったのか、分かれば教えてください。

子ども総務課長：選択肢が「その他」となっているため、回答いただいた方の勤務先は分からないのですが、WEBミニアンケートは幅広く送付しています。病児・病後児保育、フリースクール、大学にも協力をお願いしております。

吉永部会長：資料2のアンケートとWEBミニアンケートでは、結果について、特に大きな違いは見られなかったでしょうか。

子ども総務課長：調査結果の比較はこれからとなりますので、個別の質問の差異については、分析を進めていきます。

(3) ヒアリング案(案)について

吉永部会長：続いて、ヒアリング(案)について、事務局より資料の説明をお願いします。

[資料8の説明]

吉永部会長：先ほど、柴田委員より副読本のご意見が出ていましたが、副読本の検討についてはこれから検討ということでしょうか。ヒアリングの場において、条例の周知方法等について伺ったうえで、副読本を検討していくという流れになるのでしょうか。

子ども総務課長：副読本もそうですが、条例自体をどのように伝えていくかを、ワークショップ等を活用して、検討していくことも考えられるかと思います。また、教育委員会の指導主事とも相談して、ワークショップ等の開催を考えているところです。

吉永部会長：柴田委員からアンケートの結果で、教育機関の教職員への「子どもの権利」の研修についてのご指摘があり、実施してほしいとのご意見もありましたので、ぜひ検討していただきたいと思います。

教育総務課長：説明のありました指導主事は、本来は教員で現在、市の教育委員会に配属となっている職員です。なので、学校の業務はよく理解しており、どういう形で子どもの権利の周知や理解を高めるかというノウハウを持っています。それを活かしていただくことで、より周知や理解が増すのではないかと考えています。

4 報告

吉永部会長：次の報告事項に移ります。事務局より資料の説明をお願いします。

[報告事項(1)の報告]

叶内委員：検討の大詰めですが、障害者権利条約では、障がい者に関することを、当事者を除いて決定しないことがあります。このスケジュールを見ると、大人が作った年間スケジュールとなっています。途中で子どもの意見を聞く機会やパブリックコメントもありますが、12月の議会上程までに、子どもが参画する機会が必要ではないでしょうか。どうやって子どもの代表を決めるのかといった難しさもありますが、子ども自身もしっかり決めてきたということ、何かしら形作れないかと思

ました。

子ども総務課長：本検討部会でもご報告をしているとおり、条例の策定にあたっては、子どもの参画が都度ございました。最終的な制定の際に、対外的に見せられるような形で、子どもの参画の機会について考えてみたいと思います。

菅野委員：今のご意見に関連して、子どものことを子ども抜きで進めないためには、資料8の6にある子ども向けのワークショップが重要だと思います。ワークショップの内容は未定となっておりますが、次回の検討部会は5月となっております。私たちが内容を知らないまま実施されるのでしょうか。ワークショップの内容を何かしらの形で、私たちにお知らせいただけるのでしょうか。

子ども総務課長：事務局から案についてご意見をいただく機会を設けたいと思います。

菅野委員：ワークショップでは、条例を見ていただくことが、とても大事だと思います。子どもたちが、しっかり条例を見ていると言えるように、直接、条例に触れる機会を設ける必要があると思います。ただし、条例そのままだと難しく、反応も違ってくると思いますので、見せ方の工夫が必要だと思います。条例の見せ方については、柴田委員がおっしゃっていた副読本のアイデアにつながると思いますので、このワークショップはとても大事ではないかと思います。

子ども総務課長：貴重なご意見をいただきましたと思います。先ほどの柴田委員からいただいた子どもの権利の部分は、小さい子どもにも分かりやすいというご意見をヒントにして、条例に見て触れて、参画し理解していただいたうえで、条例を制定するプロセスにできるようにしていきたいと思います。

菅野委員：参考までに伺いたいのですが、若者が市長と語る会で、堀越委員が子ども条例について説明されたとのことでしたが、具体的に条例の中身についてご説明をされたのでしょうか。

堀越委員：具体的な内容についてはまでは説明できず、検討部会で検討をしていることを伝えた程度になっています。

吉永部会長：条例案は、パブリックコメントを行うので、内容としては外部に示しても問題ないでしょうか。子どもたちがたくさん集まる場所にはフリガナを振って、掲示するとかは考えていらっしゃるでしょうか。アイデアは、思いついたらメールで事務局にお送りしてよろしいでしょうか。

子ども総務課長：掲示の仕方等はまだ具体的には決まっていないので、参考にさせてい

たきます。ご意見をお伺いする機会については、事務局よりメールでご案内いたします。

5 その他

吉永部会長：その他で何かございますでしょうか。よろしければ、司会進行を事務局にお返しいたします。

6 閉会

子ども総務課担当課長：吉永部会長、ありがとうございました。本日を持ちまして、今年度の会議はすべて終了となります。皆さまにおかれましては、お忙しい中、会議にご出席いただき、感謝申し上げます。

本検討部会は、来年度も開催いたしますので、引き続きよろしくお願いいたします。次回の会議は5月中旬となります。日程は決まり次第、お知らせいたします。最後に、本日、お車でお越しになられた方に来庁者確認カードをお渡しいたしますので、警備員窓口に（仮称）子どもにやさしいまち条例検討部会に参加していた旨を申し出ていただき、駐車券の無料処理をお願いします。

以上を持ちまして、2022年度第5回（仮称）子どもにやさしいまち条例検討部会を閉会いたします。ありがとうございました。